昇任関係

1 警察官昇任試験の実施日程

試 験 日	予 備 試 験	筆記 試験	口述・術科試験	合格者決定
巡査部長	26. 4.17	26. 4.26	26. 6.4,5,11,12	26. 6.30
警 部 補	26. 2.20	26. 3. 1	26. 5.14,15,16	26. 6.30
警部	26. 2. 3	26. 2.11	26. 4.3,4	26. 5. 9

2 警察官昇任試験の受験資格

試験の種類及び区分		分	受 験 資格
巡査部長	_	部	巡査としての勤務年数が大卒者は2年、短大卒者は4年、高卒者等は5年以上かつ柔・ 剣道いずれかが初段以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とす る。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	=	部	巡査としての勤務年数を8年以上有する30歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
警部補	_	部	巡査部長としての勤務年数が大卒者又は短大卒者は2年、高卒者等は3年以上かつ柔・ 剣道いずれかが初段以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とす る。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	=	部	巡査部長としての勤務年数を5年以上有する40歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
警部	_	部	警部補としての勤務年数が4年以上の者、かつ柔・剣道いずれかが初段以上、逮捕術、 けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、 逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	=	部	警部補としての勤務年数を8年以上有する45歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。

上記にかかわらず、筆記試験実施期日において、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 1 休職中の者
- 2 神奈川県警察健康管理規程による指示区分がA又はBに該当する者
- 3 懲戒処分を受け、当該処分の日(停職にあっては、その期間満了の日)から1年を経過しない者